

町政 HOT NEWS

HOT NEWS

ORCP NEWS vol.09



邑楽町地方創生包括連携プラットフォームとは？
地方創生や地域活性化を目的に町と包括連携協定を締結している企業・団体（現在8法人）が、地域課題解決に向けた一体的な協議を行うための場として設立された会です。

ORCP NEWS vol.09

企業情報交換会



2月21日に中央公民館で企業情報交換会が行われました。町内外から68事業者が参加し、事例発表の他にも展示ブースや試供品の提供などで各企業が自社のPRを行いました。町地方創生包括連携プラットフォームからは8法人が参加し、普段では関わる機会の少ない町内事業者や異種業者との新たな交流が生まれていました。

受章

長年にわたり、学校教育に尽力
大河原さんが瑞宝双光章を受章



元町立長柄小学校長
大河原 淑子さん
(鶴下・13区)

大河原淑子さん(鶴下・13区)が、瑞宝双光章を受章しました。
大河原さんは教師として高島小学校や長柄小学校で教壇に立ち、定年退職後は教育委員会の教育相談員、平成25

年からは教育委員会の外部評価委員として、子どもたちの教育に尽力されました。今回の受章はその功績が評価されたものです。
大河原さんは「受章できたのは、長い教員生活の中で生徒やその両親など多くの人たちと出会えたからだと思っています。振り返ってみると一人でも欠けていたらここまで頑張ることはできなかったと感じています。出会ってきた一人一人に感謝の気持ちでいっぱいです」と話していました。

支援

住み慣れた自宅で安心して暮らすために
若年がん患者在宅医療支援事業

町では、若年がん患者が住み慣れた自宅などの生活の場で安心して自分らしく暮らせるように、在宅介護サービス利用料などの一部を補助します。
▼対象(次の全てに該当する人)
①39歳以下の末期がん患者(医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したがん患者)
②町に住所を有している
③在宅療養上の生活支援と介護が必要
④同様の公的支援制度を受給していない

▼対象のサービスと助成額
「サービス」 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入、介護支援専門員によるマネジメント
【助成額】 利用料の9割(1割は自己負担)
※助成額の上限を超えた場合には、超過額が全額利用者負担。
▼申請方法 支援事業利用申請書と医師の意見書を保健センターに提出
※支援事業利用申請書は保健センターにあります。
▼問合せ 保健センター ☎88-5533

協定

災害時における救援物資の提供
邑楽館林農業協同組合と災害支援協定を締結

2月28日、町は災害時の協力体制を構築するため、邑楽館林農業協同組合と「災害時等における救援物資の供給に関する協定」を締結しました。この協定により、災害などが起きた場合に救援物資(米、ガソリン、ガスなど)が速やかに提供されます。
組合長の阿部裕幸さんは「自然災害はいつ発生するか分かりません。町民の皆さまには物資が不足し困らないために、災害時は救援物資のスムーズな提供を行い、1日でも早い復旧を目指す



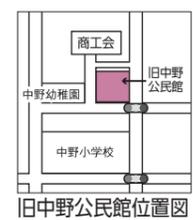
協定締結を終えた、半田副町長(右)と邑楽館林農業協同組合の阿部組合長

すことこそが私たちの責務だと考えています」と話していました。

資源

資源ごみ回収の推進を図ります
第二リサイクルステーションを新設

町では、さらなる資源ごみ回収の推進を図るため、資源ごみ分別収集拠点施設「リサイクルステーション」を新設します。回収できるものは資源ごみのみです。
▼回収日 平日のみ(祝日を除く)
▼場所 旧中野公民館
▼時間 午前10時～午後2時30分
▼回収開始日 4月17日(日)



▼回収できるもの ペットボトル、容器包装プラスチック、白色トレイ、ビン3種類(透明・茶色・その他)、カン(スチール・アルミ)、新聞紙、雑誌、ダンボール、その他雑紙、古着・古布(汚れものや布団は不可)、剪定枝木・草(太さ6cm・長さ60cm以内)、その他金属類(なべやフライパンなどの家庭で使われていたもの・60cm以内)、スプレー缶、ライター、蛍光管、電池類
▼問合せ 役場建設環境課 ☎47-5036

支援

外見の悩みを抱えるがん患者の人へ
がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金

町では、がんの治療に伴う脱毛症状や手術により外見の悩みを抱えるがん患者のための医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費を補助します。
▼対象(次の全てに該当する人)
①町に住所を有している
②がんの治療に伴う脱毛、乳房の切除などにより1年以内(令和5年4月1日以降)にウィッグや補整具を購入した
③町税などの滞納がない
▼助成対象・金額 医療用ウィッグ(本体、ネット)・上限3万円、乳房補整具

▼申請方法 次の書類を保健センターに提出する
①助成金交付申請書兼請求書
※書類は保健センターにあります。
②がん治療の受診を証明する書類(診療報酬明細書、治療方針計画書などの写し)
③購入した補整具の領収書など(購入日、名称、購入額を証明する書類)
▼問合せ 保健センター ☎88-5533

条例

町民の安全と生活環境を保全するため
土砂等による埋立て等の規制に関する条例の改正

町では、町民の安全と、生活環境を保全するため、土砂などの搬入に対する規制を強化し、土壌汚染や災害の発生を未然に防止するため、邑楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例を改正しました。
【主な改正点】
●土砂などの埋立て等を行う者・土地の所有者・土砂などを排出および運搬する事業者が課される
●許可基準の見直し
●許可事業者には検査等義務の追加

●土砂等の発生場所の制限
●改良土の使用禁止
●違反した際の特定事業取消し
●罰則の強化など
違法な埋立て等の行為は、事業者などだけでなく土地を管理する所有者にも責任が及ぶことがあります。条例の他に、施行規則の改正、行政処分の実施などに関する要綱を制定しました。
▼問合せ 役場建設環境課 ☎47-5036



募集

県と連携して中小企業を応援します
邑楽町ぐんま技術革新チャレンジ補助金

町では県と連携して、新技術・新製品の開発やデジタル技術を活用した製品の開発などを行う事業者に補助金を交付します。
▼対象者 町内に事業所のある中小企業
▼補助内容 地域に根差した新技術、新製品の開発
▼対象経費 新技術・新製品開発にかかる原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、クラウドサービス利用費、クラウドファンディング導入経費、知

財出願費など
※人件費、旅費、会議費、消耗品代などは対象外。
▼補助率 2分の1以内(最大80万円)
※小規模事業者は5分の4以内。
▼申請方法 役場商工振興課に申請する
▼申請期限 5月12日(金)
▼問合せ 県地域企業支援課 ☎027-2226-3352、役場商工振興課 ☎47-5026

